

特定生産緑地(寝屋川市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

名 称	位 置	特定生産緑地の面積(ha)	公示日	図面番号
寿町2	寿町地内	0.17	令和6年11月29日	1
田井西町1	田井西町地内	0.1		2
仁和寺本町二丁目3	仁和寺本町二丁目地内	0.14		3
高宮新町2	高宮新町地内	0.09		4
高宮二丁目10	高宮二丁目地内	0.35		5

「区域は解除図表示のとおり」